

番号	件名	不開示部分	根拠	理由
1	〇〇高等学校作成令和〇年〇月〇日付重大事態の発生について(都様式)	被害の具体的な内容	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の支障が生じるおそれがあると認められるため
		いじめ(の疑い)の行為の概要	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の支障が生じるおそれがあると認められるため
		児童生徒・保護者に関すること	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の支障が生じるおそれがあると認められるため
		生徒・保護者等に対する調査方針の説明 オ)その他(被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているの等)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の支障が生じるおそれがあると認められるため
		その他(自由記載)	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の支障が生じるおそれがあると認められるため
		印影	個人情報の保護に関する法律78条第1項第5号	当該情報は、開示により、偽造等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため
		担当者職氏名 電話番号	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号	開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
2	〇〇高等学校作成令和〇年〇月〇日付いじめ重大事態の発生に関する報告について(国様式)	いじめ重大事態の概要・経緯など	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	国への報告に関する情報で、開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため
		当確児童生徒・保護者に関すること	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	国への報告に関する情報で、開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため
		学校や学校の設置者等における重大事態の対応について	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号	国への報告に関する情報で、開示することとなると、学校と小中高校担当との信頼関係に支障を及ぼし、今後私立学校の見解を積極的に記載してもらえなくなる等、業務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるため